

### 大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成26年11月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）  
名 称 荒川ショッピングプラザ  
所在地 村上市下鍛冶屋417外  
設置者 株式会社日本建機
- 2 店舗面積の合計  
（廃止前）5,658平方メートル  
（廃止後） 822平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日  
平成26年1月17日
- 4 廃止しようとする理由  
建物の取り壊しに伴い、店舗面積が1,000平方メートルを下回るため。
- 5 届出年月日  
平成26年11月6日